

税関の現場から

国際郵便局の税関出張所

名古屋外郵出張所

はじめに

手軽な通信手段としての郵便は、国際間の小口荷物の配送にも利用されることが多く、税関へ通関のため呈示された国際郵便物は、全国で年間、輸出約3千2百万個、輸入約1億2千万個（平成14年）にも上っています。

これら国際郵便物の通関を行うため、全国の8箇所の通関局と呼ばれる郵便局に外郵出張所と呼ばれる税関出張所が置かれています。

税関は、通関のための郵便局から呈示を受けた国際郵便物について必要な検査を行い、薬事法など国内法上の必要な手続きがとられているかを確認し、輸入については必要に応じて課税手続きを行っています。また、けん銃、覚せい剤等の不正薬物、不正商品（コピー商品）等の密輸を阻止することも重要な仕事となっています。

輸出郵便物

全国の郵便局で海外に向けて差し出された輸出郵便物は、通関局に集められた後、郵便局側から輸出通関のため税関に呈示されます。税関は、必要な検査を行い、国内法上輸出について許可・承認を必要とするものは許可等を受けているかを確認しています。

また、輸入時点で再び輸出することを条件として免税を受けた物品については輸出時に確認を行い、関税等の減免税手続きを行っています。

なお、郵便局に差し出す前に全国の最寄の税



関で検査を受ければ、通関局における税関検査は省略されることになっています。これは事前検査と呼ばれ、減免税手続等の税関手続きを要する郵便物を輸出する場合には利用すると便利な制度です。

輸入郵便物

外国から到着した郵便物は、郵便局側から輸入通関のため税関に呈示されます。税関は、これを輸入郵便物に貼付してある税関告知書、税関票符の内容、差出国、包装形態等により、検査や課税の必要性を判断します。この判断の際には、麻薬探知犬、X線検査装置等の検査機器も活用しています。

課税処理

課税が必要と判断された郵便物は、税関職員が課税価格や税率を決定する賦課課税方式により税額が決定されます。この作業は、外郵輸入事務電算処理システム（COMTIS）というコンピュータシステムを使用して行われており、郵便物の名あて人に税額を通知する課税通知書や税金を納付する際に必要となる納付書がシステムにより作成されます。なお、課税価格の合計が10万円以下の場合は、小額貨物として一般貨物に適用される関税率表によることなく、税

率の区分が簡略化された簡易税率表を適用することで迅速な通関を行っています。

開披検査

輸入郵便物の内容が明らかでないもの、麻薬探知犬又はX線検査の結果、不正薬物等が隠匿されているおそれのあるもの等については、開披検査が行われます。この検査は、内容物を破損することのないよう細心の注意を払って行っています。

一部の心ない人による郵便物を利用したけん銃、覚せい剤、大麻等の不正薬物、ポルノ、偽ブランド商品、絶滅のおそれがあるとして国際取引が規制されているワシントン条約該当物品等の密輸が後を絶たず、また、その手口も年々悪質化している状況にあります。

最近では国際テロに対する警戒も必要となっており、爆発物等の密輸阻止の要請も高まっています。

これらの密輸阻止は税関に課せられた大きな使命であり、今後とも最大限取り組んでいくこととしています。

なお、最近増加しているインターネット通信販売によるブランド品の購入に際しては、コピー商品を購入することがないように十分な注意をお願いしています。

郵便物到着のお知らせ

課税価格が明らかでないもの、税率を決定するのに必要な材質・用途等が不明のもの、国内法上の許可・承認等を受けているか確認する必要のあるもの、あるいは、手続きをすれば免税になると思われる輸入郵便物については、税関の外郵出張所から名あて人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」を郵送することにより、問い合わせを行ったり必要な手続きを行うよう御案内したりしています。ま

た、問い合わせ等を行った場合は、できるだけ速やかに当該外郵出張所への連絡をお願いしています。

税関相談窓口

郵便は一般の方にとって最も身近な輸出入手段であることから、全国の税関外郵出張所に税関相談窓口を設けることにより、税関手続きについて気軽に照会していただけるよう努めています。

おわりに

以上のように、税関は海外へ輸出又は海外から輸入される膨大な量の国際郵便物について、適正かつ迅速な課税と通関を確保することにより経済秩序を維持しつつ、社会の安全を阻害する物品の密輸阻止に努めています。このためには、郵便を利用される国民の皆様の税関手続きに対するご理解とご協力がぜひとも必要と考えています。また、密輸に関する情報提供をぜひともお願いする次第です。